

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	パナソニック E Wエンジニアリング株式会社（大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号） パナソニック産機システムズ株式会社（東京都墨田区押上1-1-2）		
入札参加停止の期間	令和 7 年 3 月 19 日 から 令和 7 年 4 月 18 日まで（1 か月）		
事実概要	対象会社は、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められ、令和 7 年 1 月 31 日に国土交通省地方整備局から監督処分を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。		
理 由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 11 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。		
備 考	【入札参加停止措置要領別表第 2（第 2 関係）】		
	不正 又は 不誠実な 行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	1 か月以上 9 か月以内